

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第154号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第208号）

犀川河川改修のうち鞍月用水堰付近の切り下げ工事について、堰付近の河川縦断計画及び右岸内水放水路計画に係る見直しの成果品

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 決定内容 不存在決定

(2) 決定理由 特段の見直しは行っておらず、公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 9. 24 公開請求

(4) H24. 11. 16 諮問

(2) H24. 10. 4 不存在決定

(5) H26. 9. 9 答申

(3) H24. 10. 19 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に係る公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、実施機関職員から、見直しを指示していると聞いたので、本件公開請求に対応する公文書は保管されているはずであると主張しているが、実施機関は、異議申立人は既設落差工の活用と内水放水路の規模縮小を主張するものと理解したものの、本件河川改修工事に係る計画策定時の判断を維持し、見直しを行っておらず、文書は存在しないと説明している。</p> <p>実施機関は、その判断理由として、既設落差工を活用すると新設落差工の魚道機能へ支障を及ぼすおそれがあること、また、内水放水路については、大雨に係る懸念から規模縮小できないことをあげている。</p> <p>このようなことから、実施機関が、見直しを行っておらず、その成果を記載した公文書は存在しないと述べていることは、不自然、不合理とはいえない。</p>

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第154号

# 答 申 書

平成26年9月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年9月24日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

犀川河川改修のうち鞍月用水堰付近の切り下げ工事について、堰付近の河川縦断計画及び右岸内水放水路計画に係る見直しの成果品

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年10月4日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

公開請求に係る公文書は、該当する文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年10月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年11月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）異議申立人は、面談した実施機関職員から、既設構造物を活かすような見直しが可能であれば工事費も低減できるので、検討するよう指示していると説明を受け、平成23

年度末にも電話にて見直しを要望したところ、指示していると回答があったものである。

このような指示があったことに対し、担当職員が作業をしないはずがない。たとえ外部への業務委託でなく職員が検討したものであっても、その成果については当然公文書として保管しているはずである。

- (2) 理由説明書では、異議申立人が内水放水路の断面の縮小を主張しているかのように記載されているが、実施機関職員から、断面を決定した根拠が間違っているの見直しを指示していると説明があったので、その成果を求めたものである。また、内水放水路の断面の拡大の要望がある、と記載されているが、金沢市の担当課に確認したところ、一度局部的に氾濫しかかったことはあるが、放水路出口付近よりはるか上流側であり、内水路の断面について改修計画はないとのことであった。

異議申立人は、断面規模の決定の仕方が間違っていると主張しているもので、縮小するかどうかは、その後の話である。

- (3) 理由説明書の魚道に関する記載については、実施機関から説明を受けていないことであり、これまで実施機関は、鞍月用水堰は魚道も含め機能していると説明しており、漁協側からも、各種会議等においてそのような話が出ていないはずである。仮に、既設落差工によって魚道機能に支障が生じているのであれば、これを改良すればよいことであり、新たに落差工を設ける理由とはならない。

- (4) 理由説明書に記載されているような検討を行ったのであれば、その状況を文書として保有しているはずであり、この文書が見直しの成果品となるものである。

実施機関職員は見直しを約束しているのであるから、当然成果品は存在するはずである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 鞍月用水堰付近の切り下げ工事とは、流下能力が計画水量に対し不足している部分を改修し、流下能力を確保するためのもので、工事内容は、鞍月用水堰と既設落差工を取り壊し、全断面魚道構造の落差工2基を建設するものである。また、右岸内水放水路計画とは、工事に伴う護岸の河川側への前出しに対応するための内水放水路の改修計画である。
- 2 異議申立人が述べる見直しとは、内水放水路の断面を小さくすることによって、落差工の規模縮小や既設落差工の活用が図れるのではないかというものである。

しかし、実施機関としては、本件河川改修工事の計画策定時において、内水放水路については、関連する地域において、大雨による浸水被害があり、金沢市から内水放水路の断面の拡大について住民の要望があると聞いているので、断面の縮小は検討しておらず、また、落差工については、地元漁業協同組合等からの魚が遡上できないとの苦情に対応するため、全断面魚道構造の落差工を新設することとしており、既設落差工を残すと、この新設する落差工の効果が半減するので、活用することはできないと判断したものである。

このようなことから、実施機関では、特段の見直しは行っていないので、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川河川改修のうち、鞍月用水堰と既設落差工を取り壊し、全断面魚道構造の落差工2基を建設するとともに、工事に伴う護岸の河川側への前出しに対応するための内水放水路の改修計画について、見直しを行ったとされることに関する文書

### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、実施機関職員から、見直しを指示していると聞いたので、本件公開請求に対応する公文書は保管されているはずであると主張しているが、実施機関は、異議申立人は既設落差工の活用と内水放水路の規模縮小を主張するものと理解したものの、本件河川改修工事に係る計画策定時の判断を維持し、見直しを行っておらず、文書は存在しないと説明している。

実施機関は、その判断理由として、既設落差工を活用すると新設落差工の魚道機能へ支障を及ぼすおそれがあること、また、内水放水路については、大雨に係る懸念から規模縮小できないことをあげている。

このようなことから、実施機関が、見直しを行っておらず、その成果を記載した公文書は存在しないと述べていることは、不自然、不合理とはいえない。

なお、異議申立人は、実施機関の本件公開請求に係る工事の計画の決定の方法が間違っていると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 16 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 0 8 号)
平成 24 年 12 月 25 日	○実施機関 (土木部県央土木総合事務所) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 2 月 27 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 1 月 30 日 (第 247 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 6 月 27 日 (第 252 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。